	、 整油引取税納付申告書 、										事業者コード 事務所コード 処理区分 ナ 幅					整埋畓号			
受付印	年	月 日	(年	月 日	~	月	日夕	日分)				信年月日		由生		 		
	,										処理	通信日	付印	確認印	- 11	1 1 / / 1 1			
1225										殿	事項				_, !				
個人番号又は法人番号										(右詰で	記載)								
納税者の氏名又は名称									告に応答す 並びに電		(電話)			
納税者の住所又は所在地																			
	令和	年	月分																
課税の区分		数			量			Î	果税の	区 分				数]	量		
	販売した燃料炭化水素	통油の数量	1								消費した軽	由の数量			16				
(ア) 特約業者又は元売 業者が燃料炭化水素	控 ①のうち譲渡の承認を受けたが る既に軽油引取税が課されて	然料炭化水素油に含まれてい は課されるべき軽油の数量	` 2								(伝紋)	说用途に供した 用途:	軽油の数量	用)	<u>(17)</u>				
油を自動車の内燃機 関の燃料として販売 した場合11111111	分 ①のうち譲渡の承認を受けた場合 ののうち譲渡の承認を受けた場合 な既に揮発油税が課され又は		. 3						特別徴収義科 おを自ら消費し		控 除 (2014)	⑩─⑪のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき (R)							
	差 引 計 ①-②-	-3		(7)							分軽油の数量	油の数量							
	販売した軽油又は燃料	炭化水素油の数量	£ 4					7			差引計	16-17-	- 18			(才)			
(イ) 石油製品販売業者 が、軽油に軽油以外	④のうち製造の承認を受けた戦 引取税が課され又は課される。		5						税軽油の引取り 者にその軽油を証		譲渡した軽	曲の数量			19	(カ)			
の炭化水素油を混和 し若しくは軽油以外 の炭化水素油と軽油	空 ④のうち製造の承認を受けた戦 油税が課され又は課されるべき	E油に含まれている既に揮発	6					(4) 免税 以外の用	軽油の引取りを行った 日途に供するためその	者が免税用途 胚油を自ら消費	消費した軽	曲の数量			20	(‡)	<u> </u>		
以外の炭化水素油を 混和して製造された 軽油を販売した場合	分 (銀の)ち譲渡の承認を受けた場合 (現の)ち譲渡の承認を受けた場合 (現の)を譲渡の承認を受けた場合 (現の)を表示している。	然料炭化水素油に含まれてい						Crawa	消費又は譲渡した軽油の			の数量		21)		<u>i </u>			
又は燃料炭化水素油 を自動車の内燃機関 の燃料として販売し	④のうち譲渡の承認を受けた場	然料炭化水素油に含まれてい							(1) 特別徹収義務者以	±九 ②のうち製	造の承認を受け	ナた軽油に含	含まれている。						
た場合111111111	る既に揮発油税が課され又はi 差 引 計 ④−⑤−		•	(1)				L 消	ー してその軽油を自ら 消費し又は他の者に		除のうち製	造の承認を受け	ナた軽油に含	含まれている」	-				
	消費した炭化水素油の		9	(1)				THE STATE OF THE S	譲渡した場	合 111111	分 揮発油税が 差 引 計	「味され又は味く	されるべき押	発油の数量	20	(力)			
(ウ) 自動車の保有者が		は自動車用炭化水素油譲						(ケ) 章	寺別徴収義務者 り	(外の者が軽			- 69						
炭化水素油を自動車 の内燃機関の燃料と して消費した場合 (道路を運行した分 に限る。)1111111	に軽油引取税が課され又は課 ③のうち消費の承認を受け又に	されるべき軽油の数量 は自動車用炭化水素油譲	10					油包	と輸入した場合		輸入した軽	-			24)	(b)			
	分 渡証の交付を受けた燃料炭化 に揮発油税が課され又は課さ	れるべき揮発油の数量	(1)					-	合 計 (7)+(4)+(5			+ (オ) + (カ) + (キ	·) + (1/2) + (1/2)			(a)	<u> </u>		
	差 引 計 ⑨-⑩-	-(1)		(ウ)				納付	すべき軽油	引取税額						円 × a			
	所有に係る軽油の数量		12																
(エ) 特別徴収義務者が その特別徴収の義務 が消滅した時に軽油	②のうち既に軽油引取 れるべき軽油の数量	税が課され又は課さ	13																
を所有していた場合 (引渡しを行った軽	協 協 で のうち元売業者が納 業者に引き渡した軽		14																
油につき、現実の納 入が行われていない 場合を含む。)11111	分 ②のうち特別徴収義務者として 併後存続する法人等に承継	指定されている相続人又は	â (15)													添付免	税証		
	差引計 ⑫-⑬-	-14-15		(エ)	(1)											枚	(リット	トル分)

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人 番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 「課税の区分」欄に記載された事由のいずれか一に該当する者は、地方税法第144条の18の規定によって、この申告書を下記により それぞれの提出期限までに申告し、当該税額を当該道府県知事に納付する義務があること。

課税の区分	申	告	者	提	出	期	限	納		税	地				
(ア)	販売し	た月の	の翌月	末日				特約業者又は元売	業者の事業所所在	地					
(イ)	販売し	た月の	の翌月	末日				石油製品販売業者の事業所所在地							
(ウ)	消費し	た月の	の翌月	末日				自動車の主たる定置場所在地							
(工)	特別徴	収の	義務が	消滅	した月	の翌	月末日	所有者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地							
(才)	消費し	た月の	の翌月	末日				消費について直接関係を有する事務所又は事業所所在地							
(カ)	譲渡し	た日本	から30	0日以	内			免税証を交付した道府県							
(キ)	消費し	た日本	から30	0日以	内			免税証を交付した道府県							
(2)	消費又	は譲渡	度した	月の	翌月末	:日		消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地							
(ケ)	輸入の	時						輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地							

- 4 「課税の区分」欄のうち、(カ) 欄又は(キ) 欄に該当する者は、下記の事項を記載した書面を添付すること。
 - (1)、(カ)欄に該当する者……譲渡年月日
 - (2)、(キ)欄に該当する者……消費年月日
- 5 「課税の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「数量」欄に斜線を引いておくこと。
- 6 「数量」欄のうち、「控除分」欄に記載した軽油等の数量については、必ず、製造等承認証、自動車用炭化水素油譲渡証等それらの 数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付すること。

第十六号の十二様式
(控用)
(用紙日本産業規格A4)
(第八条の二十八関

枚 (

リットル分)

	軽油引取税納付	申告書			事業者コード	事務所コード	処理区分 予		備	整理番号
受付印	年 月 日	年 月 日 ~ 月	日分) 殿	※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認印申台	5年月日		<u>l</u>	
個人番号又は法人番号			(右詰で	記載)						
納税者の氏名又は名称			この申告に応答する係及 び氏名並びに電話番号				(官)
納税者の住所又は所在地										
	令和 年 月分	·								
課税の区分	数	量	課税の区分			数	量			
(ア) 特約業者又は元売 業者が燃料炭化水素 油を自動車の内燃機 関の燃料として販売 した場合11111111	販売した燃料炭化水素油の数量 控 つのうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれているほに軽油引取税が環えれ又は悪えれるべき軽温の数量 ののうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油炭が課され又は課されるべき揮発油の数量 る既に揮発油炭が課され又は課されるべき揮発油の数量	<u> </u>	(才) 特別徵収義務者が軽 油を自ら消費した場合	控	税用途に供した軽油の数量 用途: 既に軽油引取税が課され	用) Ш				
	差 引 計 ①-②-③	(7)			軽油の数量					
	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量 (4		7	差引計	16-17-18-19		(才)			
(イ) 石油製品販売業者 が、軽油に軽油以外 の炭化水素油を混和	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油 引取税が課され又は課されるべき軽油の数量		(カ) 免税軽油の引取りを行った者が 他の者にその軽油を譲渡した場合	譲渡した軽	油の数量	19	(力)			
し若しくは軽油以外 の炭化水素油と軽油 以外の炭化水素油を	空 ④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発 油税が課され又は課されるべき揮発油の数量		(4) 免税軽油の引取りを行った者が免税用途以外の 用途に供するためその軽油を自ら消費した場合	消費した軽	油の数量	20	(‡)			
混和して製造された 軽油を販売した場合 又は燃料炭化水素油	分 ②のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 (7)				渡した軽油の数量	_				
を自動車の内燃機関 の燃料として販売し た場合111111111	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量		(ク)特別徴収義務者以外の者が軽油を製造	#E (III) 1 AX (造の承認を受けた軽油に 記が課され又は課されるべき	生油の数単				
/2. 棚 台 1 1 1 1 1 1 1 1 1	差 引 計 ④-5-6-7-8	(1)	してその軽油を自ら 消費し又は他の者に 譲渡した場合111111	分 ②のうち製 揮発油税が	造の承認を受けた軽油に が課され又は課されるべき損	含まれている既に ②				
	消費した炭化水素油の数量		7	差引計	21 - 22 - 23		(4)			
(ウ) 自動車の保有者が 炭化水素油を自動車 の内燃機関の燃料と	空 ()のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡産の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量		(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽 油を輸入した場合	輸入した軽	油の数量	24)	(ケ)			
して消費した場合 (道路を運行した分	(記) 「他に向うな代か味されくないままれる」とき出る少数量		合 計 (a			
に限る。) 1111111	差引計 9-10-11	(ウ)	納付すべき軽油引取税額				円 ×a			
(エ) 特別像収義務者が その特別徴収の義務が消滅した時に軽油 を所有していた場合	所有に係る軽油の数量 ②のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ②のうち元元素者が納期限までに他の元売			1			1			
(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)11111	業者に引き渡した軽油の数量 ②のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量		1				添付免税	 行証		

差 引 計 ⑫-⑬-⑭-⑮

(I)

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人 番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 「課税の区分」欄に記載された事由のいずれか一に該当する者は、地方税法第144条の18の規定によって、この申告書を下記により それぞれの提出期限までに申告し、当該税額を当該道府県知事に納付する義務があること。

課税の区分	申	告	者	提	出	期	限	納		税	地				
(ア)	販売し	た月の	の翌月	末日				特約業者又は元売業	業者の事業所所在	地					
(イ)	販売し	·た月(の翌月	末日				石油製品販売業者の	の事業所所在地						
(ウ)	消費し	た月の	の翌月	末日				自動車の主たる定品	自動車の主たる定置場所在地						
(工)	特別徴	収の	義務が	消滅	した月	の翌	月末日	所有者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地							
(オ)	消費し	た月の	の翌月	末日				消費について直接関係を有する事務所又は事業所所在地							
(カ)	譲渡し	た日本	から30	0日以	内			免税証を交付した道府県							
(キ)	消費した日から30日以内							免税証を交付した道府県							
(2)	消費又	は譲	渡した	月の	翌月末	:日		消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地							
(ケ)	輸入の	時						輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地							

- 4 「課税の区分」欄のうち、(カ) 欄又は(キ) 欄に該当する者は、下記の事項を記載した書面を添付すること。
 - (1)、(カ)欄に該当する者……譲渡年月日
 - (2)、(4)欄に該当する者……消費年月日
- 5 「課税の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「数量」欄に斜線を引いておくこと。
- 6 「数量」欄のうち、「控除分」欄に記載した軽油等の数量については、必ず、製造等承認証、自動車用炭化水素油譲渡証等それらの 数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付すること。